

監 査 公 表 第 6 号
平成 14 年 7 月 3 日

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	寺	坂	光	夫
同	田	路	裕	規
同	平	野	章	三

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された住民監査請求(平成 1 4 年 5 月 1 4 日及び 2 0 日受理)について、監査を行った結果及び市長に同法第 2 5 2 条の 4 3 第 2 項前段の規定による通知を行わなかった理由(監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めなかった理由)を同法第 2 4 2 条第 3 項及び第 2 5 2 条の 4 3 第 7 項の規定に基づき次のとおり公表します。

記

請求人 Kほか5名

第1 請求の要旨

平成14年5月14日及び5月20日付けをもって受理した措置請求書及び平成14年6月4日に請求人が行った陳述によると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 「神戸空港ニュースNo. 24」(2002年4月1日発行)(以下、「当該ニュース」という)の発行・配付等に関する費用の支出は、以下の理由により著しく不当かつ違法なものであるから、神戸市長は、これらの全支出を差し止め、ないしは返還することを求める。
加えて、今後の広報支出の是正を求める。

理 由

- (1) 神戸空港建設事業(以下、「空港事業」という。)については、必要性・経済性、財政計画、環境、空域管制、海上交通、活断層など多岐にわたる未解決・未解明課題が指摘されているが、行政が市民からのわだかまる疑問や不安に対する説明責任を怠ったまま、工事を継続していることは不当である。
 - (2) およそ行政の広報活動は一面的、恣意的であってはならず、公正、誠実を期すべきものであるにもかかわらず、当該ニュースは、以下の理由により、空港事業のメリット面のみを誇示し、工事の進捗を誇大に市民にPRする一面的な広報である。
財政ベースであることを断らずに、「建設工事の進捗率が50%を超える」ことを誇示し、空港を既成事実化するようなPRをしている。
医療産業都市構想(以下、「当該構想」という。)について、市民の日常医療との関係など未解明要素が多くあるにもかかわらず、ことさら空港と結び付けて、「神戸経済の活性化」をうたっている。
大阪府知事等から「関西圏3空港の議論の必要性」などの指摘が相次いでいるにもかかわらず、「関西圏の発展に寄与する神戸空港」等が掲げられている。また、空港存立の基本条件である空域管制について、「今後国の責任において検討」とされ、未解決段階であるにもかかわらず、「飛行の安全性に問題ありません」等と、早々と市民に予断を強いるような広報を行っている。
 - (3) こうした一方的なPRのために多額の広報費が支出され、また、されようとしていることは著しく不当であり、かつ地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条に違反する違法なものである。
- 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

理 由

「神戸空港ニュース」等の神戸空港に係る市の広報活動のあり方については、行政として公正性を欠き、恣意的に一方的なPRであることがこれまでも批判され、1992年以来、8回にわたって広報費支出の返還・差し止め、広報の是正を求める住民監査請求が提出されてきた。

しかし、市監査委員はこれまでの全請求を棄却し、認容されたものは1件もな

い(ちなみに、空港広報問題に限らず、1981年度から2001年度に至るまで、全73件の住民監査請求のうち、取り下げ・審査中5件[2002年3月現在]を除き、68件はすべて却下・棄却されてきた)。

そもそも、住民監査請求制度は内部における自己チェック・システムとして地方自治法に盛り込まれたにもかかわらず、監査委員の選任のあり方などから、第三者機関としての本来のあるべき機能を果たし得ていないといわざるを得ない。

1997年の地方自治法改正によって、新たに外部監査に係る項目が盛り込まれたことは、大きな前進であり、新たな観点から住民監査請求のあり方を問い直す大きな契機になるものと考えられる。

第2 市長に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由(監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めなかった理由)

請求人は、過去の住民監査請求において、認容されたものが1件もなく、監査委員が第三者機関としてのあるべき機能を果たし得ていないとして、個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、過去の住民監査請求において、認容されたものが1件もない理由は、当該住民監査請求の内容によるものであり、適正に選任された監査委員が第三者機関としてのあるべき機能を果たし得ていないとは断定できず、特に外部監査を必要とする事案とは認められない。

また、本件住民監査請求は、「神戸空港ニュース」の発行・配付等の広報費の支出に係るものであり、その財務会計上の違法性・不当性についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者の専門的な知識や判断を必要とする事案とは認められない。

以上のことから、請求人が主張する監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるものとは認められないので、通知を行わなかった。

第3 監査の実施

企画調整局及びみなと総局の関係職員から事情聴取を実施したほか、みなと総局が作成した広報印刷物及び当該広報に係る経費の支出に関する書類等について監査を実施した。なお、監査の対象としたのは、措置請求書、措置請求書に添付された事実を証する書面及び請求人の陳述より特定できた次の支出である。

当該ニュース制作・発行・配付等に係る経費 2,126,250円

第4 監査の結果

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

- 1 「神戸空港ニュース」は空港事業の手続きや事業の進捗状況に応じて、時宜を得た内容について市民に情報提供するとともに、市民に空港を利用したまちづくりについて一層の理解と協力を求めるために発行したものである。

また、請求人の主張する未解決・未解明の諸課題への対応策も含めて市民の疑問に答え、説明責任を果たすために、「神戸空港ニュース」のほかにパンフレットの発行、インターネットの活用、及び市民への各種説明会など様々な手段により情報提供している。

これらの広報の内容は、その目的に応じて重点の置き方が異なっているが、空港事業に関する課題とその対応策等を踏まえ、現段階で提供できる情報を適正に広報しているものと認められる。

請求人の特定した当該ニュースについても、今年2月に策定された旅客ターミナルビル基本計画の内容や、新交通ポートアイランド線延伸が平成14年度国家予算で新たに認められたことなど現事業段階における最新情報を市民にお知らせするものであり、適正な内容の広報であると認められる。

2 当該ニュースは、神戸空港全体工事の進捗率につき、平成14年3月末現在で出来高ペースで50.3%となったため、全体工事の進捗率が50%を超えたことを情報提供し、市民に理解を深めてもらうために行ったものであり、工事の進捗に係る情報を適正に市民に広報していると認められる。

3 当該構想は、医療関連の研究機関や企業の集積と既存産業の高度化により雇用の確保と神戸経済の活性化、先端医療技術の提供により医療サービスの水準と市民福祉の向上を目指すものである。

研究・開発された先端医療技術については、速やかに市民に提供するよう努めており、今年から、がんの発見などに効果のあるPET検診や、CT-ライナックによるがんの治療も一部開始している。

また、当該構想を推進する上で、空港は、細胞や組織の輸送、医療機器や部品の緊急輸送及び研究者、医師や患者の効率的な移動手段として大きな役割を果たすと考えられている。

当該ニュースは、神戸空港と当該構想の関連などについて情報提供し、市民に理解を深めてもらうために行ったものであり、現段階で提供できる情報を適正に広報しているものと認められる。

4 第152回国会において、国は、関西圏における3空港が関西圏の国内航空需要の増大に対応するために必要であること及び神戸空港は神戸市及びその周辺の地域の国内航空需要に対応した空港としての役割分担を担うものであること、神戸空港の離発着に係る管制の方法と飛行経路について、航空交通の安全性が確保できるように国の責任において検討することを明らかにしている。

当該ニュースは、平成13年の第152回国会をとらえて、国が明らかにした内容を市民に情報提供し、理解を深めてもらうために行ったものであり、現段階で提供できる情報を適正に広報しているものと認められる。

第5 結論

以上のことから、請求人の特定した当該ニュースの内容は不当なものではなく、また当該広報に伴う経費の支出手続き等についても、神戸市会計規則等に従って適正に行われており、広報費の支出は不当とはいえず、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条に違反する違法なものとはいえない。従って、請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。

なお、今後の広報活動の是正を求める請求については、広報活動の内容が特定できないため、現時点では住民監査請求の対象とはならない。